

令和6年4月1日から

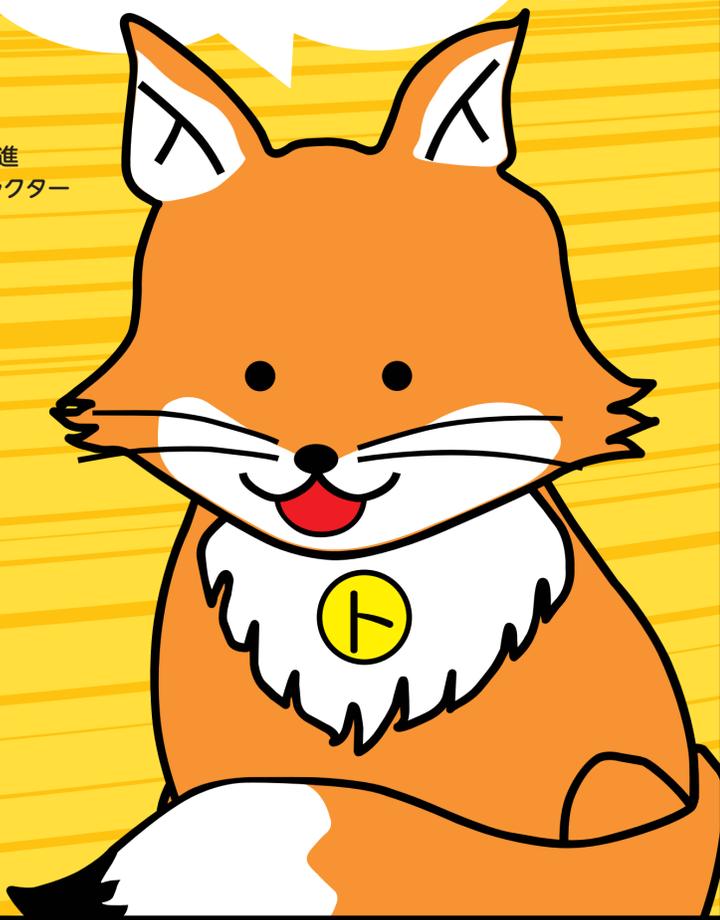
# 不動産の相続登記の 申請義務化がスタート!

令和6年4月1日から、相続によって不動産を取得した相続人は、自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務化されました。これは、令和6年4月1日より前に発生した相続についても適用があります。

## 大阪法務局

相続登記の申請義務化  
及び登記手続のご案内は  
法務局へ  
お問い合わせください

不動産登記推進  
イメージキャラクター  
「トウキツネ」



## 大阪司法書士会

相続登記に関する  
ご相談・登記手続は  
司法書士に  
お任せください!

大阪司法書士会  
マスコットキャラクター  
「フクロッポウ」



登記手続について▶  
【大阪法務局ホームページ】



相続土地国庫  
帰属制度について▶  
【法務省ホームページ】



相続登記義務化のご案内▶  
【大阪司法書士会ホームページ】



相続登記の申請義務化及び登記手続に関するお問い合わせ 大阪法務局 TEL.(直通)06-6942-1012

司法書士へのご相談・ご依頼は 大阪司法書士会 TEL.06-6943-6099